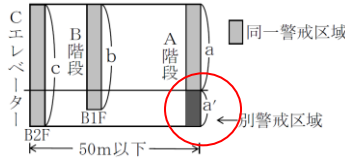
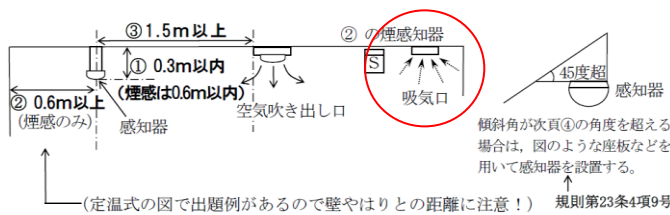


「わかりやすい！第4類消防設備士試験 全訂版」 おわびと訂正

本書の掲載内容に下記の誤りがございました。

ここに訂正させていただきますとともに深くおわび申し上げます。

頁	箇所	誤	正
118	【問題22】解説 3～6行目を入れ替えてください。	B（6項二）は特定防火対象物で延べ面積が300㎡未満なので、届け出て検査を受ける必要はありません。 Aの旅館（5項イ）とCのカラオケボックスですが、延べ面積にかかわらず届出義務があるので、届け出て検査を受ける必要があります。	
119	4行目	（Cのみ正しい。）	（CとEが正しい。）
	解答欄【問題22】	（1）	（2）
212	図2 右の図に変更		
214	図1 右の図に変更		
431	図中	発電機室	発電機室